

質問者	No.	質問内容	回答
1	1	公園通り沿いに建築物(柱・屋根)を設計することは可能でしょうか。 例えば、日よけやウォークアブルの創出のために商店街のような可動式のアーケードを設けるなど、道路上空部分を覆うような建築物や歩道橋などを設けることです。	自由に提案して頂いて結構ですが、建築確認や道路占用等、各種基準・制度類との整合性や実現可能性を考慮した上で、ご提案ください。
2	2	「渋谷公園通りデザインワークショップ」に参加した者です。 募集要項6.1③既に発表された作品と同一または類似のもの、あるいは著作権・意匠権等、財産権の侵害であることが明確となったものに関して質問があります。 こちらの規則に則った場合、我々がワークショップにて提案した作品をもとに(コンセプトは多少の修正があるものの同様なもの)大幅な修正、ブラッシュアップを加え提出した場合も失格扱いになるといった解釈でよろしいでしょうか？	渋谷公園通りデザインワークショップ参加者が、ワークショップでの提案を修正・ブラッシュアップしたものを本コンペに提出することに問題はありませんが、その場合はワークショップでのグループと同じメンバー構成で応募するか、他のメンバー全員の了解を得た上で提出してください。
3	3	渋谷公園通り協議会が取り組むまちづくりに対するアドバイザー、及び具体的な事業に係る検討メンバーとしての参画等を依頼を想定とありますが、その場合はボランティアではなく業務として別途契約することになるか。	アドバイザーに対する謝金支払い、またはまちづくり支援業務の委託等、有償での協力依頼を想定しています。
	4	公園通りの道路の種級をご教示ください。	第四種第二級になります。
	5	応募要項9ページ「1) 審査方法と審査の流れ」に、「プレゼンテーションに参加できない場合、二次審査に進めません。」とありますが、2次審査当日は、代表者が海外に出張しており、オンラインでの参加となります。代表者以外のメンバーは現地参加可能です。代表者が現地参加できない場合でも2次審査には進めるのでしょうか。	2次審査について、代表者の現地参加は必須ではございません。ただし、オンライン配信は視聴用となりますので、発表・質疑応答は現地で出席していただいているメンバーをお願いいたします。
4	6	課題③「実現に向けた空間再編のプログラム(実現方策)」とありますが、こちらは実現までの具体的なロードマップの提案が求められているのでしょうか？もしくは竣工後の運営方法の提案が求められているのでしょうか？	段階的な実現プロセスを示したロードマップ等(例えば、社会実験、段階的な交通規制、段階的な整備、利活用や運営管理の展開など)、実現までの具体的な方策を示してください。
	7	4) 提案内容及び提案者の取り扱い「、渋谷公園通りエリアの空間デザインの実現に向けて、今後、渋谷公園通り協議会が取り組むまちづくりに対するアドバイザー、及び具体的な事業に係る検討メンバーとしての参画等を依頼」とありますが、こちらは具体的にどの様な関わり方になりますでしょうか？(協議会の打ち合わせに参加、契約など)	渋谷公園通り協議会「空間デザインWG」打合せ等へのアドバイザーとしての参加、協議会が今後実施する社会実験や将来的な整備事業の計画・設計等に係る業務委託等を想定しています。
	8	渋谷公園通りビジョンブックは何年度に着手・完成の予定でしょうか？	渋谷公園通りビジョンブックは現在作成中で、2023年度末に初版を完成させた後、随時バージョンアップを図る予定です。
	9	対象エリアの整備は予定されていますでしょうか？あれば何年度でしょうか？	神南一丁目北地区では「街並み再生方針」に基づく街路空間の整備を渋谷区で検討しています。実施年度は未定です。
5	10	1.3)「コンペの位置づけ」で渋谷区の各種計画との整合性とあります。 また2.3)対象エリア 課題②の※部分:「自身の提案で捻出を想定する新たなパブリック空間も含む」とあり、更にデザインブックでは自由な提案がなされています。 再開発事業(西地区・神南1丁目地区)の計画内容の変更、及びパブリック空間の新たな提案は可能でしょうか。	再開発事業の計画自体の内容変更(例えば、平面プランや建物形状の変更)は認められません。 計画の中で捻出が想定されているパブリック空間(広場・公開空地等)のデザイン提案は自由とします。
	11	2.5) 提出物②、応募作品提出票(様式1)とは、どのようなものでしょうか。	11/23(木)までに参加登録いただいた方には、11/27(月)にメールにて応募作品提出票(様式1)を送付いたしました。本来提供資料とともに送付するところ、このような送付の形となってしまい、申し訳ございませんでした。 11/24(金)以降に参加登録いただいた方には、提供資料と併せて応募作品提出票(様式1)を送付しております。
	12	7. 提供資料について、エリアの概略図面の内、主要街路断面図の断面図01から断面図16のDXFデータ、及びPDFを頂けますでしょうか。	DWG形式のみでの配布となりますので、必要に応じて各種プログラムを用いてご変換ください。
6	13	資金面の考慮は、必要ですか。	ハード整備について具体的な金額の制約や条件はございませんが、「絵に描いた餅」とならないよう、費用面での実現可能性にも一定程度考慮した提案をお願いいたします。 また、ソフト事業も提案する場合は、自律自走可能なエリアマネジメントの財源確保の方策についても考慮した提案をお願いいたします。
	14	建設中の施設や既存の施設への配慮は必要ですか。	今後予定されている再開発については、計画内容を考慮した上で提案してください。再開発事業に関する資料は、応募登録後に事務局から提供されたデータを参考にしてください。 また、再開発以外の既存の施設についても、地域のコンテキストや協議会のまちづくりの方向性、費用面、地権者の存在等を踏まえて、実現可能性を考慮した提案としてください。
	15	2024年に目指すべき姿とは何か。	渋谷公園通り協議会の2024年度の活動計画については現在検討中です。 今回のデザインコンペ、及び2023年度末に策定予定のビジョンブック初版も参考にしながら、活動を展開する予定です。
7	16	提案内容の範囲は、リアルな街・空間だけになりますでしょうか？ 例えば、 お、渋谷公園通りでこんなところを見つけた or 教えてもらった ☞(すぐに)行ってみよう ☞(リアルで)おおお! ☞(公園通りメタバース空間orAR上で)体験を蓄積したりシェアしたり交流しよう! ☞建物・交差点・施設・街・空間などが擬人化されたキャラクターが喜んでくれたりトークンをくれたりした! というようなデジタルも含めた体験価値創造について、本企画の「空間デザイン」の空間に含まれるかどうか教えていただきたく、お願い申し上げます。	本コンペにおける「空間デザイン」とは、道路や広場・公園等の都市基盤やその附属物、建築物等のフィジカルなもののデザインを想定しています。一方で、デジタル等のバーチャルな空間体験についても提案いただいて問題ございません。(デジタルを活用した体験価値の創造が、バーチャル空間でのみ完結せず、リアルな空間と連動したものであり、かつリアルな空間に対するフィジカルな整備を含む提案であれば、審査の対象となります)
8	17	ボードレイアウトについてA2サイズ縦使い2枚の規定がありますが、A1サイズ横使い1枚でレイアウトをし、真ん中(A2サイズの切れ目)に図を配置することは可能でしょうか。	A2サイズのボード2枚は、1枚ずつで独立・完結したレイアウトにおさめてください。